

＝ 資料編 ＝

目次

1. 関連法令等（抜粋）	1
(1) 期日前投票に関するもの	1
(2) 当日投票に関するもの	6
(3) 開票に関するもの	9
(4) その他	12
2. 警戒レベル	13
3. 大阪府「災害モード」宣言	14
4. 新型コロナウイルス感染症にかかる「大阪モデル」	15
5. 豊中市地域防災計画＜令和3年度（2021年度）改正＞（抜粋）	16

1. 関連法令等（抜粋）

（1）期日前投票に関するもの

○公職選挙法

（期日前投票）

第四十八条の二 選挙の当日に次の各号に掲げる事由のいずれかに該当すると見込まれる選挙人の投票については、第四十四条第一項の規定にかかわらず、当該選挙の期日の公示又は告示があつた日の翌日から選挙の期日の前日までの間、期日前投票所において、行わせることができる。

- 一 職務若しくは業務又は総務省令で定める用務に従事すること。
- 二 用務（前号の総務省令で定めるものを除く。）又は事故のためその属する投票区の区域外に旅行又は滞在をすること。
- 三 疾病、負傷、妊娠、老衰若しくは身体の障害のため若しくは産褥にあるため歩行が困難であること又は刑事施設、労役場、監置場、少年院、少年鑑別所若しくは婦人補導院に収容されていること。
- 四 交通至難の島その他の地で総務省令で定める地域に居住していること又は当該地域に滞在をすること。
- 五 その属する投票区のある市町村の区域外の住所に居住していること。
- 六 天災¹又は悪天候により投票所に到達することが困難であること。

2 市町村の選挙管理委員会は、二以上の期日前投票所を設ける場合には、一の期日前投票所において投票をした選挙人が他の期日前投票所において投票をすることを防止するために必要な措置を講じなければならない。

3 天災その他避けることのできない事故により、期日前投票所において投票を行わせることができないときは、市町村の選挙管理委員会は、期日前投票所を開かず、又は閉じるものとする。

4 市町村の選挙管理委員会は、前項の規定により期日前投票所を開かず、又は閉じる場合には、直ちにその旨を告示しなければならない。市町村の選挙管理委員会が当該期日前投票所を開く場合も、同様とする。

5 第一項の規定により期日前投票所において投票を行わせる場合における次の表の上欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とし、第三十七条第七項及び第五十七条の規定は適用しない。

¹ 令和2年3月4日付総行管第94号

新型コロナウイルス感染症への感染が懸念される状況は、第6号の事由に該当し、期日前投票を行うことができると解せられる。

第三十八条第一項	二人以上五人以下	二人
	前三日まで	の公示又は告示の日
第三十八条第二項	投票所	期日前投票所
第三十八条第四項	投票区において、二人以上	期日前投票所において、二人
第四十二条第一項 ただし書	選挙の当日投票所	第四十八条の二第一項の規定による 投票の日、期日前投票所
第四十五条第一項	選挙の当日、投票所	第四十八条の二第一項の規定による 投票の日、期日前投票所
第四十六条第一項 から第三項まで及び 前条第二項	投票所	期日前投票所
第五十一条	第六十条	第四十八条の二第六項において準用 する第六十条
	投票所	期日前投票所
	最後	当該投票の日の最後
第五十三条第一項	投票所	期日前投票所
	閉鎖しなければ	閉鎖しなければならない。ただし、翌 日において引き続き当該投票箱に投 票用紙を入れさせる場合においては、 その日の期日前投票所を開くべき時 刻になったときは、投票管理者は、当 該投票箱を開かなければ
第五十三条第二項	できない	できない。ただし、前項ただし書の規 定により投票箱を開いた場合は、この 限りでない
第五十五条	投票管理者が同時に当該選挙の開票 管理者である場合を除くほか、投票管 理者は、一人又は数人の投票立会人と ともに、選挙の当日	投票管理者は、期日前投票所におい て、当該期日前投票所を設ける期間の 末日に
	を開票管理者	(以下この条において「投票箱等」と いう。)を市町村の選挙管理委員会に 送致し、当該投票箱等の送致を受けた 市町村の選挙管理委員会は、選挙の期 日に、当該投票箱等を開票管理者

6 第三十九条から第四十一条まで及び第五十八条から第六十条までの規定は、期日前投票所について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に

掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第三十九条	市役所	選挙の期日の公示又は告示があつた日の翌日から選挙の期日の前日までの間（二以上の期日前投票所を設ける場合にあつては、一の期日前投票所を除き、市町村の選挙管理委員会の指定した期間）、市役所
第四十条第一項	午前七時	午前八時三十分
第四十条第一項ただし書	選挙人の投票の便宜のため必要があると認められる特別の事情のある場合又は選挙人の投票に支障を来さないとして認められる特別の事情のある場合に限り、投票所を開く時刻を二時間以内の範囲内において繰り上げ若しくは繰り下げ、又は投票所を閉じる時刻を四時間以内の範囲内において繰り上げることができる。	次の各号に掲げる場合には、当該各号に定める措置をとることができる。 一 当該市町村の選挙管理委員会が設ける期日前投票所の数が一である場合 期日前投票所を開く時刻を二時間以内の範囲内において繰り上げ、又は期日前投票所を閉じる時刻を二時間以内の範囲内において繰り下げること。 二 当該市町村の選挙管理委員会が設ける期日前投票所の数が二以上である場合（午前八時三十分から午後八時までの間において、いずれか一以上の期日前投票所が開いている場合に限る。） 期日前投票所を開く時刻を二時間以内の範囲内において繰り上げ若しくは当該時刻を繰り下げ、又は期日前投票所を閉じる時刻を繰り上げ若しくは当該時刻を二時間以内の範囲内において繰り下げること。
第四十条第二項	通知し、かつ、市町村の議会の議員又は長の選挙以外の選挙にあつては、直ちにその旨を都道府県の選挙管理委員会に届け出なければ	通知しなければ
第四十一条第一項	から少なくとも五日前に、投票所	の公示又は告示の日に、期日前投票所の場所（二以上の期日前投票所を設ける場合にあつては、期日前投票所の場所及び当該期日前投票所を設ける期間）

第四十一条第二項	投票所	期日前投票所
	選挙の当日を除く外、市町村	市町村

7 市町村の選挙管理委員会は、期日前投票所を設ける場合には、当該市町村の人口、地勢、交通等の事情を考慮して、期日前投票所の効果的な設置、期日前投票所への交通手段の確保その他の選挙人の投票の便宜のため必要な措置を講ずるものとする。

8 第一項の場合において、投票録の作成の方法その他必要な事項は、政令で定める。

○公職選挙法施行令

(期日前投票における関係規定の適用の特例)

第四十九条の七 法第四十八条の二第一項の規定により期日前投票所において投票を行わせる場合における次の表の上欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とし、第二十九条第二項の規定は、適用しない。

第二十五条	氏名（	氏名並びにこれらの者が職務を行うべき日（同一の日に
	時間	日及び時間
第二十七条	氏名並びに	氏名、
	名称（	名称並びに当該投票立会人の投票に立ち会うべき日（期日前投票所を設ける日ごとの当該
	投票所	期日前投票所
	時間	日及び時間
第二十八条第一項	各投票区	期日前投票所
	投票区の投票所	期日前投票所を設ける期間の初日において当該期日前投票所
第二十八条第一項各号	投票区の区域	期日前投票所
第三十一条第二項、第三十二条、第三十四条及び第四十条第一項	投票所	期日前投票所
第四十一条第四項	第四十八条第二項	第四十八条の二第五項の規定により読み替えて適用される法第四十八条第二項

第四十二条	投票所	期日前投票所
	第六十条	第四十八条の二第六項において準用する法第六十条
第四十三条	第五十三条第一項	第四十八条の二第五項の規定により読み替えて適用される法第五十三条第一項
	投票箱を送致すべき投票立会人（投票管理者が同時に開票管理者である場合には、投票管理者の指定した投票立会人）が保管し	投票管理者の指定した投票立会人が封印をし
	保管しなければ	封印をしなければ
第四十四条	開票管理者	市町村の選挙管理委員会
	投票所 ならない	期日前投票所 ならない。ただし、投票管理者が投票箱の保管のため必要があると認めるときは、この限りでない
第四十四条の二第一項	は、法第五十五条又は第五十六条	及び市町村の選挙管理委員会は、法第四十八条の二第五項の規定により読み替えて適用される法第五十五条
第四十四条の二第六項及び第七項	選挙の当日	期日前投票所において、当該期日前投票所を設ける期間の末日に

（期日前投票所を開かず、又は閉じる場合等の通知）

第四十九条の九 市町村の選挙管理委員会は、法第四十八条の二第三項の規定により期日前投票所を開かず、又は閉じる場合には、直ちにその旨を当該期日前投票所の投票管理者及び関係のある開票管理者に通知しなければならない。市町村の選挙管理委員会が当該期日前投票所を開く場合も、同様とする。

(2) 当日投票に関するもの

○公職選挙法

(投票管理者)

第三十七条 各選挙ごとに、投票管理者を置く。

- 2 投票管理者は、選挙権を有する者の中から市町村の選挙管理委員会の選任した者をもつて、これに充てる。
- 3 衆議院議員の選挙において、小選挙区選出議員の選挙と比例代表選出議員の選挙を同時に行う場合においては、市町村の選挙管理委員会は、小選挙区選出議員についての投票管理者を同時に比例代表選出議員についての投票管理者とすることができる。
- 4 参議院議員の選挙において、選挙区選出議員の選挙と比例代表選出議員の選挙を同時に行う場合においては、市町村の選挙管理委員会は、選挙区選出議員についての投票管理者を同時に比例代表選出議員についての投票管理者とすることができる。
- 5 投票管理者は、投票に関する事務を担当する。
- 6 投票管理者は、選挙権を有しなくなったときは、その職を失う。
- 7 市町村の選挙管理委員会は、市町村の区域を分けて数投票区を設けた場合には、政令で定めるところにより一以上の投票区を指定し、当該指定した投票区の投票管理者に、政令で定めるところにより、当該投票区以外の投票区に属する選挙人がした第四十九条の規定による投票に関する事務のうち政令で定めるものを行わせることができる。

(投票立会人)

第三十八条 市町村の選挙管理委員会は、各選挙ごとに、選挙権を有する者の中から、本人の承諾を得て、二人以上五人以下の投票立会人を選任し、その選挙の期日前三日までに、本人に通知しなければならない。

- 2 投票立会人で参会する者が投票所を開くべき時刻になっても二人に達しないとき又はその後二人に達しなくなったときは、投票管理者は、選挙権を有する者の中から二人に達するまでの投票立会人を選任し、直ちにこれを本人に通知し、投票に立ち会わせなければならない。
- 3 当該選挙の公職の候補者は、これを投票立会人を選任することができない。
- 4 同一の政党その他の政治団体に属する者は、一の投票区において、二人以上を投票立会人を選任することができない。
- 5 投票立会人は、正当な理由がなければ、その職を辞することができない。

(投票所)

第三十九条 投票所は、市役所、町村役場又は市町村の選挙管理委員会の指定した場所に設ける。

(投票所の開閉時間)

第四十条 投票所は、午前七時に開き、午後八時に閉じる。ただし、市町村の選挙管理委員

会は、選挙人の投票の便宜のため必要があると認められる特別の事情のある場合又は選挙人の投票に支障を来さないと認められる特別の事情のある場合に限り、投票所を開く時刻を二時間以内の範囲内において繰り上げ若しくは繰り下げ、又は投票所を閉じる時刻を四時間以内の範囲内において繰り上げることができる。

- 2 市町村の選挙管理委員会は、前項ただし書の場合においては、直ちにその旨を告示するとともに、これをその投票所の投票管理者に通知し、かつ、市町村の議会の議員又は長の選挙以外の選挙にあつては、直ちにその旨を都道府県の選挙管理委員会に届け出なければならない。

(投票所の告示)

第四十一条 市町村の選挙管理委員会は、選挙の期日から少なくとも五日前に、投票所を告示しなければならない。

- 2 天災その他避けることのできない事故に因り前項の規定により告示した投票所を変更したときは、**選挙の当日を除く外²**、市町村の選挙管理委員会は、前項の規定にかかわらず、直ちにその旨を告示しなければならない。

(選挙権のない者の投票)

第四十三条 選挙の当日（第四十八条の二の規定による投票にあつては、投票の当日）、選挙権を有しない者は、投票をすることができない。

(繰延投票)

第五十七条 天災その他避けることのできない事故により、投票所において、投票を行うことができないとき、又は更に投票を行う必要があるときは、都道府県の選挙管理委員会（市町村の議会の議員又は長の選挙については、市町村の選挙管理委員会）は、更に期日を定めて投票を行わせなければならない。この場合において、当該選挙管理委員会は、直ちにその旨を告示するとともに、更に定めた期日を少なくとも二日前に告示しなければならない。

- 2 衆議院議員、参議院議員又は都道府県の議会の議員若しくは長の選挙について前項に規定する事由を生じた場合には、市町村の選挙管理委員会は、当該選挙の選挙長（衆議院比例代表選出議員若しくは参議院比例代表選出議員の選挙又は参議院合同選挙区選挙については、選挙分会長）を経て都道府県の選挙管理委員会にその旨を届け出なければならない。

(投票所に出入し得る者)

第五十八条 選挙人、投票所の事務に従事する者、投票所を監視する職権を有する者又は当

² 選挙の当日天災その他避けることのできない事故によって投票所を使用することができなくなったような事態が発生しても、当日の投票所の変更は許されないことを意味する。このような場合は、法第 57 条の規定によって繰延投票を行わなければならない。選挙当日の投票所の変更を認めていないのは、短時間の間にこれの周知徹底に十分な方法を探り得ないこと、またさらには、投票箱の移動などに伴ってこれらの事務の公正を害されることを防止しようとしたものと考えられる。（逐条解説より）

該警察官でなければ、投票所に入ることができない。

- 2 前項の規定にかかわらず、選挙人の同伴する子供（幼児、児童、生徒その他の年齢満十八年未満の者をいう。以下この項において同じ。）は、投票所に入ることができる。ただし、投票管理者が、選挙人の同伴する子供が投票所に入ることにより生ずる混雑、けん騒その他これらに類する状況から、投票所の秩序を保持することができなくなるおそれがあると認め、その旨を選挙人に告知したときは、この限りでない。
- 3 選挙人を介護する者その他の選挙人とともに投票所に入ることについてやむを得ない事情がある者として投票管理者が認めた者についても、前項本文と同様とする。

○公職選挙法施行令

（投票管理者の職務代理者又は職務管掌者の選任）

第二十四条 市町村の選挙管理委員会は、投票管理者に事故があり、又は投票管理者が欠けた場合において、その職務を代理すべき者を、選挙権を有する者の中から、あらかじめ選任しておかなければならない。

- 2 市町村の選挙管理委員会の委員長は、投票管理者及びその職務を代理すべき者に共に事故があり、又はこれらの者が共に欠けた場合には、直ちに当該市町村の選挙管理委員又は選挙管理委員会の書記の中から、臨時に投票代理者の職務を管掌すべき者を選任しなければならない。

（投票管理者又はその職務代理者の氏名等の告示）

第二十五条 市町村の選挙管理委員会は、法第三十七条第二項又は前条第一項の規定により投票管理者又はその職務を代理すべき者を選任した場合には、直ちにその者の住所及び氏名（中略）を告示しなければならない。

(3) 開票に関するもの

○公職選挙法

(開票管理者)

第六十一条 各選挙ごとに、開票管理者を置く。

- 2 開票管理者は、当該選挙の選挙権を有する者の中から市町村の選挙管理委員会の選任した者をもつて、これに充てる。
- 3 衆議院議員の選挙において、小選挙区選出議員の選挙と比例代表選出議員の選挙を同時に行う場合においては、市町村の選挙管理委員会は、小選挙区選出議員についての開票管理者を同時に比例代表選出議員についての開票管理者とすることができる。
- 4 参議院議員の選挙において、選挙区選出議員の選挙と比例代表選出議員の選挙を同時に行う場合においては、市町村の選挙管理委員会は、選挙区選出議員についての開票管理者を同時に比例代表選出議員についての開票管理者とすることができる。
- 5 開票管理者は、開票に関する事務を担当する。
- 6 開票管理者は、当該選挙の選挙権を有しなくなったときは、その職を失う。

(開票立会人)

第六十二条 公職の候補者(衆議院小選挙区選出議員の選挙にあつては候補者届出政党(第八十六条第一項又は第八項の規定による届出をした政党その他の政治団体をいう。以下同じ。)及び公職の候補者(候補者届出政党の届出に係るものを除く。)、衆議院比例代表選出議員の選挙にあつては衆議院名簿届出政党等、参議院比例代表選出議員の選挙にあつては参議院名簿届出政党等)は、当該選挙の開票区ごとに、当該開票区の区域の全部又は一部をその区域に含む市町村の選挙人名簿に登録された者の中から、本人の承諾を得て、開票立会人となるべき者一人を定め、その選挙の期日前三日までに、市町村の選挙管理委員会に届け出ることができる。ただし、同一人を当該選挙の他の開票区における開票立会人となるべき者及び当該選挙と同じ日に行われるべき他の選挙における開票立会人となるべき者として届け出ることとはできない。

- 2 前項の規定により届出のあつた者(次の各号に掲げる事由が生じたときは、当該各号に定めるものの届出に係る者を除く。以下この条において同じ。)が、十人を超えないときは直ちにその者をもつて開票立会人とし、十人を超えるときは届出のあつた者の中から市町村の選挙管理委員会がくじで定めた者十人をもつて開票立会人としなければならない。

一 公職の候補者(候補者届出政党の届出に係るものを除く。以下この号において同じ。)が死亡したとき、第八十六条第九項若しくは第八十六条の四第九項の規定により公職の候補者の届出が却下されたとき又は第八十六条第十二項若しくは第八十六条の四第十項の規定により公職の候補者がその候補者たることを辞したとき(第九十一条第二項又は第百三条第四項の規定によりその候補者たることを辞したものとみなされる場

- 合を含む。) 当該公職の候補者
- 二 候補者届出政党の届出に係る候補者が死亡したとき、第八十六条第九項の規定により候補者届出政党がした候補者の届出が却下されたとき又は同条第十一項の規定により候補者届出政党が候補者の届出を取り下げたとき（第九十一条第一項又は第百三条第四項の規定により公職の候補者の届出が取り下げられたものとみなされる場合を含む。） 当該候補者届出政党
- 三 衆議院名簿届出政党等につき第八十六条の二第十項の規定による届出があつたとき又は同条第十一項の規定による却下があつたとき 当該衆議院名簿届出政党等
- 四 参議院名簿届出政党等につき第八十六条の三第二項において準用する第八十六条の二第十項の規定による届出があつたとき又は第八十六条の三第二項において準用する第八十六条の二第十一項の規定による却下があつたとき 当該参議院名簿届出政党等
- 3 同一の政党その他の政治団体に属する公職の候補者の届出にかかる者は、一の開票区において、三人以上開票立会人となることができない。
- 4 第一項の規定により届出のあつた者で同一の政党その他の政治団体に属する公職の候補者の届出にかかるものが三人以上あるときは、第二項の規定にかかわらず、その者の中で市町村の選挙管理委員会がくじで定めた者二人以外の者は、開票立会人となることができない。
- 5 第二項又は前項の規定により開票立会人が定まった後、同一の政党その他の政治団体に属する公職の候補者の届出にかかる開票立会人が三人以上となったときは、市町村の選挙管理委員会がくじで定めた者二人以外の者は、その職を失う。
- 6 第二項、第四項又は前項の規定によるくじを行うべき場所及び日時は、市町村の選挙管理委員会において、予め告示しなければならない。
- 7 第二項各号に掲げる事由が生じたときは、当該各号に定めるものの届出に係る開票立会人は、その職を失う。
- 8 都道府県の選挙管理委員会が第十八条第二項の規定により市町村の区域を分けて、又は数市町村の区域の全部若しくは一部を合わせて、開票区を設ける場合において、当該開票区を選挙の期日前二日から選挙の期日の前日までの間に設けたときは市町村の選挙管理委員会において、当該開票区を選挙の期日以後に設けたときは開票管理者において、当該開票区の区域の全部又は一部をその区域に含む市町村の選挙人名簿に登録された者の中から三人以上十人以下の開票立会人を選任し、直ちにこれを本人に通知し、開票に立ち合わせなければならない。ただし、同一の政党その他の政治団体に属する者を三人以上選任することができない。
- 9 第二項の規定による開票立会人が三人に達しないとき又は開票立会人が選挙の期日の前日までに三人に達しなくなったときは市町村の選挙管理委員会において、開票立会人が選挙の期日以後に三人に達しなくなったとき又は開票立会人で参会する者が開票所を開くべき時刻になっても三人に達しないとき若しくはその後三人に達しなくなったとき

は開票管理者において、その開票区の区域の全部又は一部をその区域に含む市町村の選挙人名簿に登録された者の中から三人に達するまでの開票立会人を選任し、直ちにこれを本人に通知し、開票に立ち合わせなければならない。ただし、同項の規定による開票立会人を届け出た公職の候補者の属する政党その他の政治団体、同項の規定による開票立会人を届け出た候補者届出政党、衆議院名簿届出政党等若しくは参議院名簿届出政党等又は市町村の選挙管理委員会若しくは開票管理者の選任した開票立会人の属する政党その他の政治団体と同一の政党その他の政治団体に属する者を当該公職の候補者、候補者届出政党、衆議院名簿届出政党等若しくは参議院名簿届出政党等の届出に係る開票立会人又は市町村の選挙管理委員会若しくは開票管理者の選任に係る開票立会人と通じて三人以上選任することができない。

10 当該選挙の公職の候補者は、開票立会人となることができない。

11 開票立会人は、正当な理由がなければ、その職を辞することができない。

(開票所の設置)

第六十三条 開票所は、市役所、町村役場又は市町村の選挙管理委員会の指定した場所に設ける。

(開票の場所及び日時 of 告示)

第六十四条 市町村の選挙管理委員会は、予め開票の場所及び日時を告示しなければならない。

(開票日)

第六十五条 開票は、すべての投票箱の送致を受けた日又はその翌日に行う。

(繰延開票)

第七十三条 第五十七条第一項前段³及び第二項の規定は、開票について準用する。

○公職選挙法施行令

(開票管理者の職務代理者又は職務管掌者の選任)

第六十七条 市町村の選挙管理委員会は、開票管理者に事故があり、又は開票管理者が欠けた場合において、その職務を代理すべき者を、当該選挙の選挙権を有する者の中から、あらかじめ選任しておかななければならない。

2 市町村の選挙管理委員会の委員長は、開票管理者及びその職務を代理すべき者に共に事故があり、又はこれらの者が共に欠けた場合には、直ちに当該市町村の選挙管理委員又は選挙管理委員会の書記の中から、臨時に開票管理者の職務を管掌すべき者を選任しなければならない。

³ 繰延開票にかかる告示について、法第 57 条第 1 項後段「この場合において、当該選挙管理委員会は、直ちにその旨を告示するとともに、更に定めた期日を少なくとも二日前に告示しなければならない。」は該当しないため、第 64 条に基づき「予め」場所、日時を告示すればよい。

(4) その他

○地方自治法

(委員長)

第187条 選挙管理委員会は、委員の中から委員長を選挙しなければならない。

2 委員長は、委員会に関する事務を処理し、委員会を代表する。

3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、委員長の指定する委員がその職務を代理する。

(招集)

第188条 選挙管理委員会は、委員長がこれを招集する。委員から委員会の招集の請求があるときは、委員長は、これを招集しなければならない。

(会議)

第189条 選挙管理委員会は、三人以上の委員が出席しなければ、会議を開くことができない。

2 委員長及び委員は、自己若しくは父母、祖父母、配偶者、子、孫若しくはこれらの者の従事する業務に直接の利害関係のある事件については、その議事に参与することができない。但し、委員会の同意を得たときは、会議に出席し、発言することができる。

3 前項の規定により委員の数が減少して第一項の数に達しないときは、委員長は、補充員でその事件に関係のないものを以て第百八十二条第三項の順序により、臨時にこれに充てなければならない。委員の事故に因り委員の数が第一項の数に達しないときも、また、同様とする。

(表決)

第190条 選挙管理委員会の議事は、出席委員の過半数を以てこれを決する。可否同数のときは、委員長の決するところによる。

○地方自治法施行令

(議決に代る委員長の専決処分)

第137条 選挙管理委員会が成立しないとき、委員会を招集する暇がないと認めるとき、又は地方自治法第百八十九条第二項の規定による排斥のため同条第三項の規定により臨時に補充員を委員に充ててもなお会議を開くことができないときは、委員長は、委員会の議決すべき事件を処分することができる。

2 前項の規定による処分については、委員長は、次の会議においてこれを委員会に報告し、その承認を求めなければならない。

2. 警戒レベル

避難情報等				防災気象情報
警戒レベル	状況	市民がとるべき行動	行動を市民に促す情報	警戒レベル相当情報（例）
警戒レベル5	災害発生又は切迫	命の危険 直ちに安全確保！	緊急安全確保※1	〈警戒レベル5相当情報〉 氾濫発生情報 大雨特別警報 等
警戒レベル4	災害のおそれ高い	危険な場所から全員避難	避難指示※2	〈警戒レベル4相当情報〉 氾濫危険情報 土砂災害警戒情報 等
警戒レベル3	災害のおそれあり	危険な場所から高齢者等は避難	高齢者等避難※3	〈警戒レベル3相当情報〉 氾濫警戒情報 洪水情報 等
警戒レベル2	気象状況悪化	自らの避難行動を確認	大雨・洪水・高潮注意報 （気象庁）	
警戒レベル1	今後気象状況悪化のおそれ	災害への心構えを高める	早期注意情報 （気象庁）	

※1 市町村が災害の状況を確実に把握できるものではない等の理由から、災害レベル5は必ず発令される情報ではありません。

※2 避難指示は、これまでの避難勧告のタイミングで発令されることになります。

※3 警戒レベル3は、高齢者等以外の人も必要に応じ普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、危険を感じたら自主的に避難するタイミングです。

- ・ 高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保は、市が発令します。
- ・ 早期注意情報、大雨・洪水・高潮注意報は、気象庁が発表します。
- ・ 防災気象情報は、国土交通省、気象庁、都道府県が発表します。

3. 大阪府「災害モード」宣言



府民や事業者の皆様へ

災害時の緊急事態における

「災害モード」宣言



大阪府では非常に強い台風（府域の陸上で最大風速30m以上が見込まれる場合）の接近や、震度6弱以上の地震が発生した際、府民の皆様や事業者の方々に、日常のモードから非日常の「災害モード」に切り替えて、適切な行動につなげていただくためのきっかけとして、「**災害モード**」宣言を発信することとしました。

【「災害モード」宣言の内容】

◆台風の場合

- ・日常生活のモードから「災害」モードに意識を切り替えていただくこと
- ・不要不急の外出や屋外での作業を控え、屋内で過ごしていただくこと
- ・今後、市町村長が発令する避難に関する情報にしたがって、行動していただくこと
- ・事業者の方々は、明日以降の出勤抑制など、適切な対応をしていただくこと など



◆地震の場合

- ・日常生活のモードから「災害」モードに意識を切り替えていただくこと
- ・津波警報が発表された場合は、高台や3階以上の建物に避難
- ・テレビやラジオ等で情報収集し、今後の津波や続発地震に十分注意
- ・周りの方への声掛けなど、近所で助け合いをしていただくこと
- ・救援・救助活動等の妨げにならないよう、むやみな外出や移動は控えていただくこと
- ・事業者の方々は、従業員の外出抑制や事業所に待機させるなど、安全確保をしていただくこと など



「Yahoo!防災速報アプリ」、「大阪府防災情報メール」等で配信！



Yahoo!防災速報アプリでは、設定の「自治体からの緊急情報」を**オン**、防災情報メールでは「**お知らせ**」を選択いただくことで受信可能となります。

登録
してな！



制度についての詳細は・・・

大阪府 災害モード宣言

検索

もしくはQR
コードで・・・



問い合わせ先

大阪府危機管理室災害対策課
TEL : 06-6944-6021

4. 新型コロナウイルス感染症にかかる「大阪モデル」令和5年5月8日終了

「大阪モデル」					
区分	モニタリング指標	警戒の目安	非常事態の目安	非常事態解除の目安	警戒解除の目安
感染状況	直近1週間の人口10万人あたり新規陽性者数	35人以上 (※1)	—	—	—
医療提供体制	病床利用率 (重症・軽症中等症ともに確保病床数)	20%以上	50%以上	7日間連続 50%未満	7日間連続 20%未満
	重症病床利用率(府定義) (災害級非常事態の確保病床数 (11/24時点606床))	10%以上	40%以上	7日間連続 40%未満	7日間連続 10%未満
信号(一定期間点灯させた後、消灯)		上記いずれかが 目安に達した場合(※2) 黄	上記いずれかが 目安に達した場合 赤	上記全てが 目安に達した場合 黄	上記全てが 目安に達した場合 緑

○ステージ移行については、指標の目安の到達状況を踏まえつつ、感染状況や医療提供体制の状況、感染拡大の契機も十分に考慮し、専門家の意見を聴取したうえで、**対策本部会議で決定**する。

(※1) 新規陽性者数が600人(注)に到達した時点における「直近1週間の人口10万人あたり新規陽性者数」(ただし、前週増加比2倍(過去の波の感染拡大当初の増加比)を想定)

(注) 1次の感染拡大期における保健所業務の重点化について(第59回対策本部会議資料4-2)におけるフェーズ2(感染拡大期)の新規陽性者数に基づく

(※2) **感染拡大傾向(注)において、いずれかの指標が「警戒の目安」を満たした場合、即時に「警戒」にステージ移行し、対策本部長が府民等へ感染リスクの高い行動回避の呼びかけを行う。(感染拡大傾向にない場合には、「警戒」へのステージ移行については、対策本部会議で決定)**

(注) 新規陽性者数の前週増加比が過去4日間連続で1を超過している場合とする

○まん延防止等重点措置又は緊急事態措置の要請については、**感染拡大速度や規模、病床ひっ迫状況等を踏まえ、対策本部会議において決定**する。

○「まん延防止等重点措置」「緊急事態措置」適用区域に指定・解除される場合は、**対策本部会議を開催し、ステージ移行の要否を決定**する。

<修正モデルの適用日> 令和3年11月26日(金)から適用

見張り番指標の見直しについて

<見張り番指標(感染拡大の兆候探知)>

「見張り番指標」

・今後1～2週間程度の感染拡大の兆候を予測するため、見張り番指標としては、これまでの感染の波が20～30代から拡大することが多いことから、**20～30代の増加傾向を把握する指標を設定し、日々モニタリング・見える化(令和3年2月19日より開始)**。

・**目安到達状況や、感染状況・感染拡大の契機(恒例行事による人流の拡大など)の有無などを考慮のうえ、府民に注意喚起を行う。**

<<見張り番指標の見直しについて>>

○20～30代は、行動範囲が広く、無症状・軽症が多いことから、周囲への感染伝播につながる可能性があるため、現行の見張り番指標を引き続き運用する。

○ただし、「警戒(黄信号)」の指標「直近1週間の人口10万人あたり新規陽性者数」の目安引き上げ(「15人以上」→「35人以上」)に伴い、「20・30代新規陽性者数7日間移動平均」の目安を「概ね30人以上」から「概ね50人以上(※)」に引き上げる。

※50人の算出根拠

・「警戒(黄信号)」へのステージ移行の3週間程度前に見張り番指標で感染拡大の兆候を探知し、府民の行動変容を促すことが必要。

・第五波に当てはめた場合(P11)、「警戒」へのステージ移行は7月23日であり(ただし、早期治療等により、ステージ移行は第五波より遅れる可能性あり)、その3週間前である7月2日前後に見張り番指標が鳴動することが必要。

・7月2日前後の「20・30代新規陽性者数7日間移動平均」が40～50人であることから、「概ね50人以上」とする。

区分	見張り番指標	目安	兆候の探知
若年層の増加傾向 (今後1～2週間の感染拡大の兆候を予測)	20・30代新規陽性者数7日間移動平均	概ね50人以上	左記の全ての指標が 目安を満たした場合
	20・30代新規陽性者数7日間移動平均前日比	4日連続1を超過	

その他の参考指標(モニタリング指標)

<日々モニタリングする指標>

府独自指標	従来の分科会指標
<ul style="list-style-type: none"> ・重症病床利用率(一般医療と両立可能な確保病床数を分母)、重症病床運用率 ・軽症中等症病床利用率・運用率 ・宿泊療養居室利用率・運用率 ・自宅療養者数及び療養等調整中の数の合計値 (医療提供体制ひっ迫状況を把握するため、新たにモニタリング) ・60代以上及び40・50代の新規陽性者数移動平均 	<ul style="list-style-type: none"> ・国定義の重症病床利用率 ・入院率 ・療養者数 ・直近1週間の陽性率(平均) ・直近1週間人口10万人あたり新規陽性者数 ・直近1週間の感染経路不明割合(平均)

※「警戒」(黄信号)に移行した場合、分科会が示すレベル3(一般医療を大きく制限しなければ、コロナ医療に対応できない)への移行時期をモニタリングするため、分科会が11月8日に示した予測ツールの活用による推計も参考にしながら、これまでの府の入院・療養者に係る分析データを踏まえ、患者・療養者シミュレーションを随時行う。

<分科会提言(11/8)における緊急事態措置解除指標(緊急事態措置期間中のみモニタリング)>

<ul style="list-style-type: none"> ・病床利用率 ・重症者数 ・救急搬送困難事案数 	<ul style="list-style-type: none"> ・重症病床利用率 ・自宅療養者数及び療養等調整中の患者数の合計値(上記「府独自指標」記載のとおり、措置期間中以外もモニタリングを継続) ・新規陽性者数 	<ul style="list-style-type: none"> ・入院率
---	---	--

※なお、分科会では上記の他、中等症者数もモニタリング指標としているが、当該人数は、分科会提言において、アドバイザーボードで公表予定とされている。

5. 豊中市地域防災計画＜令和3年度（2021年度）改正＞（抜粋）

第3編 災害応急対策計画

第1部 地震災害応急対策計画

第1章 活動体制の確立

第1節 災害対策本部の設置

《基本的な考え方》

災害が発生した場合に、迅速かつ確実に災害応急対策を実施するため、災害の種類や規模に即した活動組織を直ちに設置し、指揮命令系統の迅速な確立を図る。

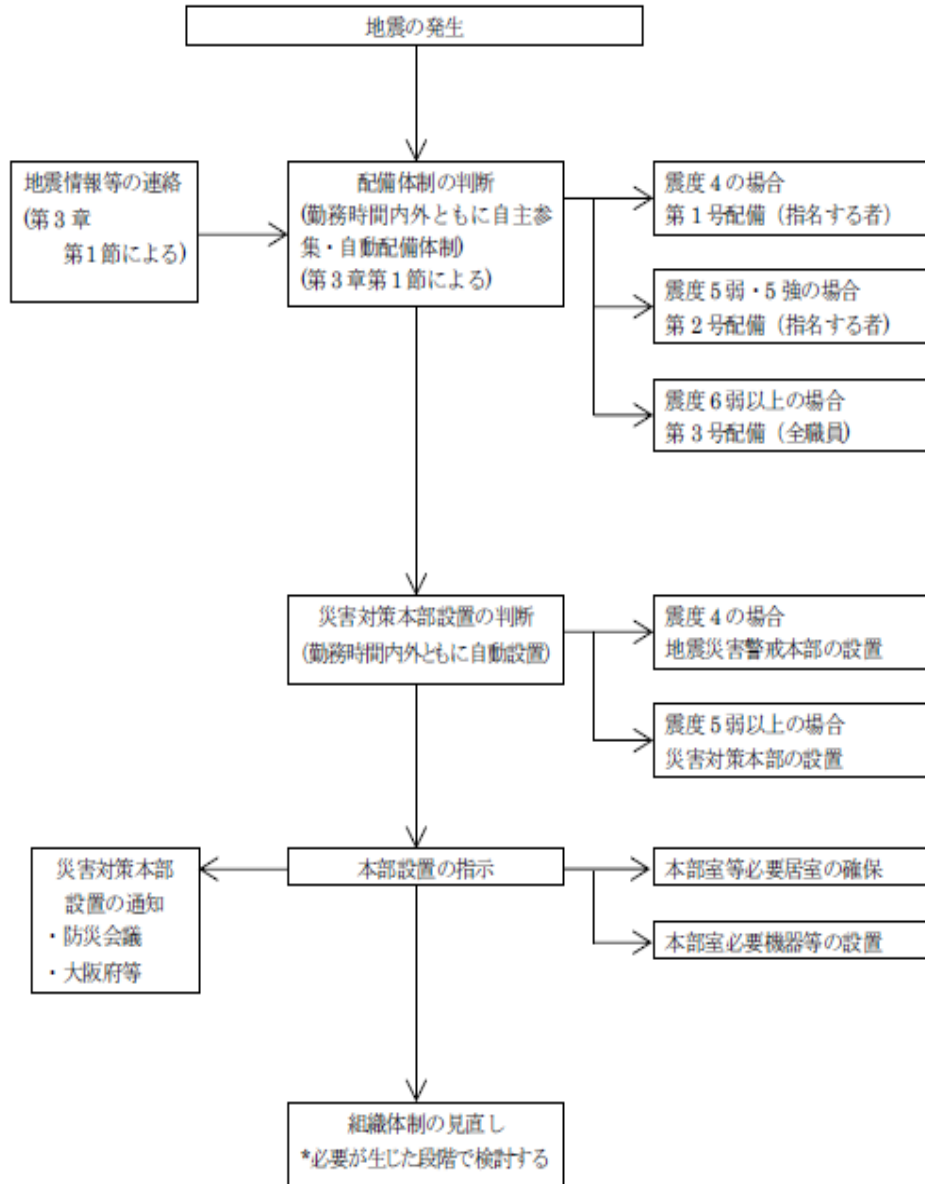
《対策の体系》

災害対策本部の設置	1 地震災害警戒本部の設置及び廃止 2 災害対策本部の設置 3 災害対策本部の廃止 4 災害対策本部の設置及び廃止の通知 5 災害対策本部の組織等 6 職員等の活動環境 7 大阪府現地災害対策本部との連携
-----------	--

《応急対策の分担》

実施担当	実施内容
本部長（市長）	1 災害対策本部の設置及び廃止の決定に関する事 2 災害対策本部の設置及び廃止の通知に関する事
統括チーム 統括グループ 渉外グループ	1 地震災害警戒本部の設置及び廃止に関する事 2 災害対策本部の設置及び廃止に関する事 3 大阪府現地災害対策本部との連携に関する事
統括チーム 職員動員グループ	1 職員の仮眠場所の確保及び給食に関する事
各部長	1 適切な班の編成及び職員の健康管理等に関する事

《応急対策の流れ》



《対策の展開》

1 地震災害警戒本部の設置及び廃止

(1)設置基準

- ア 本市域で震度4が観測され、気象台からの発表等により確認されたとき
- イ 大規模地震対策特別措置法第9条<警戒宣言等>に基づき、地震防災対策強化地域に警戒宣言が発令されたとき。

(2)役割

- ア 地震による人的、物的被害状況や二次災害の発生状況の把握及び市民等の避難状況等を収集・整理し職員動員の必要性を検討する。また、関係機関から被害情報の収集を行い市長に状況を報告する。
- イ 地震による被害が大きい場合は、災害対策本部の設置準備を行い、被害が小さい場合は地震災害警戒本部を設置する。

(3)組織

危機管理担当副市長を本部長とし、危機管理監、総務部長、都市経営部長、及び消防局長で構成する。

(4)本部長の代理

本部長に事故あるとき又は欠けたときの本部長の代理は、危機管理監、総務部長、都市経営部長の順とする。

(5)設置場所

市役所第二庁舎3階会議室に置く。

(6)廃止

本部長は、市域において災害が発生するおそれが解消したと認めたとき、又は災害応急対策がおおむね終了したと認めたときは地震災害警戒本部を廃止する。

2 災害対策本部の設置

本市域で震度5弱以上を観測した場合、又は発生するおそれがある場合において、防災の推進を図るため必要があると認めるときは、法第23条に基づき、市長は災害対策本部（以下「本部」という。）を設置し、災害応急対策を実施する。

災害対策本部長（以下「本部長」という。）は市長があたり、各部局及び各行政委員会事務局の職員を統括し指揮監督する。

(1)設置基準

- ア 本市域で震度5弱以上が観測され、気象台からの発表等により確認されたとき
- イ 災害救助法の適用を要する災害が発生したとき
- ウ 大規模な災害の発生が予想され、その対策を要すると認められるとき
- エ その他市長が必要と認めたとき

(2)設置の手続

- ア 市長は、本部設置基準に該当する場合は、本部を設置し総合的な応急対策等を実施する。
- イ 本部組織に基づく部長は、本部を設置する必要があると認めるときは、直接或いは危機管理監を通じ市長に本部の設置を進言する。
- ウ 危機管理監は、他の部長等による要請があった場合、又はその他の状況により本部を設置する必要があると認めるときは、直接或いは副市長を通じて、市長に本部の設置を進言する。

(3)設置場所

災害対策本部は市役所第二庁舎3階会議室に置く。ただし、市役所庁舎が使用できない場合は、消防局庁舎5階又は上下水道局庁舎において設置し、その旨を関係機関に連絡する。

3 災害対策本部の廃止

- (1)本部長は、市域において災害が発生するおそれが解消したと認めるとき、又は災害応急対策がおおむね終了したと認めるときは本部を廃止する。
- (2)防災活動状況により、本部長は平常業務との関連から逐次、部の配備解除を命ずることがある。ただし、この場合においても、本部を廃止するまでの間は、必要な部の要員を指定して残務整理をさせる。

4 災害対策本部の設置及び廃止の通知

本部長は、本部を設置又は廃止したときは、知事、豊中市防災会議委員、報道機関にその旨を通知する。

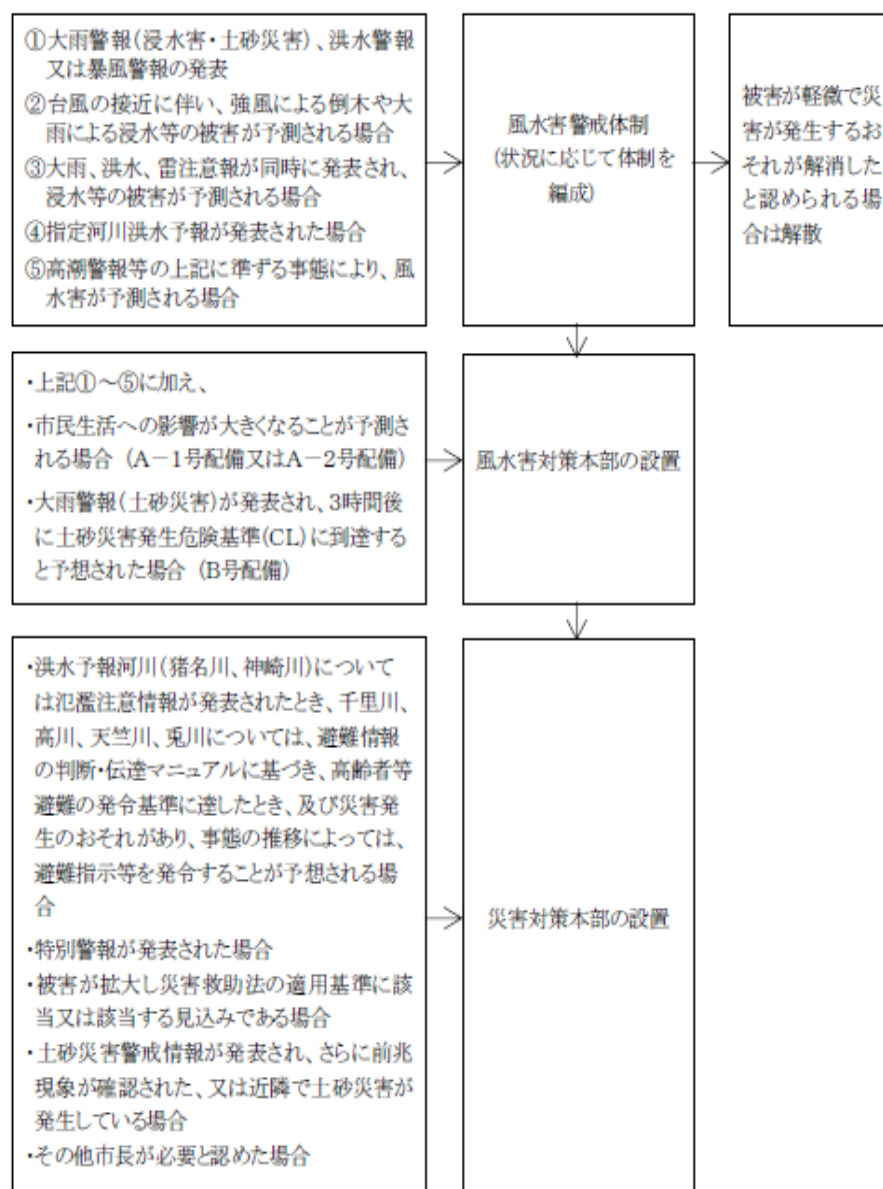
第2部 風水害応急対策計画

第1章 風水害応急対策の基本

《基本的な考え方》

災害応急対策を円滑に進めるため、気象情報等を収集分析し、風水害対策本部の設置及び風水害対策本部から災害対策本部への移行基準を明確にすることによって、体系的な活動体制の確立を図る。

《応急対策の流れ》



1 風水害対策本部及び災害対策本部の活動

風水害に関する活動は、風水害対策本部又は災害対策本部体制を基本とする。なお、気象情報、雨量情報及び市民等からの問合せ処理対応のため大雨、洪水、暴風警報の発表時には、予め雨当番体制をとるとともに、災害の発生が見込まれるときは、風水害警戒体制（状況に応じて体制を編成）をとる。

2 災害対策本部への移行

風水害対策本部を設置し、警戒・応急対策活動を実施しているときで、災害対策本部の設置基準に該当する状況となった場合は、直ちに災害対策本部体制に移行し全庁体制で対策にあたる。

3 災害対策本部の活動体制

災害本部体制への移行を決定した場合は、直ちに災害対策本部会議を開催し、体制の確立を図る。

第2章 活動体制の確立

第1節 風水害警戒体制

《基本的な考え方》

大阪管区气象台から大雨、洪水等の警報、台風の接近に伴う台風情報等が発表され、災害の発生が予測される場合は、災害危険性の予測を早期に行い、災害の警戒、防ぎよなどのため風水害警戒体制を確立する。

《対策の体系》

風水害警戒体制	1 風水害警戒体制の確立
---------	--------------

《応急対策の分担》

実施担当	実施内容
危機管理課	1 風水害警戒体制の整備に関する事
消防局	2 情報の収集・伝達に関する事
都市基盤部	3 市民からの通報による現地調査及び対策に関する事
上下水道局	

《対策の展開》

1 風水害警戒体制の確立

(1)体制の基準

風水害警戒体制の配備基準は、以下のア～オに該当する場合とする。

- ア 大雨警報（浸水害・土砂災害）、洪水警報又は暴風警報が発表された場合
- イ 台風の接近に伴い、強風による倒木や大雨による浸水等の被害が予測される場合
- ウ 大雨、洪水、雷注意報が同時に発表され、浸水等の被害が予測される場合
- エ 指定河川洪水予報が発表された場合
- オ 高潮警報等の上記に準ずる事態により、風水害が予測される場合

(2)活動

危機管理課、消防局、都市基盤部及び上下水道局の職員が情報収集等の水防警戒活動にあたる。

(3)連絡窓口

情報等の取りまとめ及び各部長等への連絡のため、危機管理課を連絡窓口とする。

(4)体制の通知

危機管理監は、都市基盤部長、上下水道局技術部長及び消防局長に連絡する。

(5)警戒体制

- ア 危機管理課は、風水害警戒体制をとり、情報の収集・伝達体制を整える。
- イ 警戒体制職員は、降雨量等の情報収集体制を整える。
- ウ 消防局は、消防指令センター及び消防署所の当務職員により、情報収集・伝達体制を整える。

(6)情報伝達経路

- 気象情報及び市民等からの要望、相談等の情報は、危機管理課に一元的に集約する。
- 風水害警戒体制をとっていない場合には、消防局が情報収集、伝達体制をとり、災害発生の前兆現象を察知したときには、危機管理監に報告する。

第2節 風水害対策本部の設置

《基本的な考え方》

災害又は被害の状況が、より一層深刻化し、市民生活への影響が大きくなることが予測される場合に、迅速かつ円滑に災害応急対策を実施するため、活動組織を設置し、指揮命令系統の迅速な確立を図る。

《対策の体系》

風水害対策本部の設置	1 風水害対策本部の設置 2 風水害対策本部の廃止 3 風水害対策本部の設置及び廃止の通知 4 風水害対策本部の組織等 5 風水害対策本部の体制 6 職員等の活動環境 7 大阪府現地災害対策本部との連携
------------	---

《応急対策の分担》

実施担当	実施内容
本部長（市長）	1 風水害対策本部の設置及び廃止の決定に関する事
統括チーム 職員動員グループ	1 職員の動員に関する事
統括チーム	1 風水害対策本部の設置及び廃止に関する事 2 風水害対策本部会議の開催に関する事 3 大阪府及び関係機関への風水害対策本部の設置及び廃止の通知に関する事 4 大阪府現地災害対策本部との連携に関する事

《対策の展開》

1 風水害対策本部の設置

(1) 設置基準

風水害対策本部の設置基準は、風水害警戒体制の配備基準に加え、市民生活への影響が大きくなることが予測される場合とする（被害規模等の状況に応じて、A-1号配備体制又はA-2号配備体制で対応する）。

なお、大雨警報（土砂災害）が発表され、3時間後に土砂災害発生危険基準（CL）に到達すると予想された場合は、B号配備体制で対応する。

(2) 設置手続

ア 市長は、風水害対策本部（以下「本部」という。）設置基準に該当する場合は、本部を設置し総合的な応急対策等を実施する。

イ 危機管理監は、部長等による要請があった場合、又はその他の状況により本部を設置する必要があると認めるときは、消防局長、都市基盤部長、上下水道局技術部長と協議し、副市長を通じて、市長に本部の設置を進言する。

(3) 本部長の代理

市長に事故あるとき、又は欠けたときの本部長代理は、危機管理課を担当する副市長、副市長、危機管理監の順とする。

(4) 設置場所

本部は、原則として市役所第二庁舎3階会議室に置く。

2 風水害対策本部の廃止

(1) 災害応急対策の終息に基づく廃止

本部長は、市域において災害が発生するおそれが解消したと認めるとき、又は災害応急対策がおおむね終了したと認めるときは本部を廃止する。

(2) 災害対策本部への移行による廃止

災害が拡大する等により災害対策本部を設置（「第1章 風水害応急対策の基本」参照）したときは、風水害対策本部を廃止する。

3 風水害対策本部の設置及び廃止の通知

本部長は、本部を設置又は廃止したときは、知事にその旨を通知する。

4 風水害対策本部の組織等

本部会議は、本部長、副本部長（副市長、副市長、教育長、上下水道事業管理者、病院事業管理者、危機管理監）及び各部長で構成され、本部長の招集によって開催し、各部との密接な連絡のもとに、災害の実態に即した災害予防及び災害応急対策を協議決定する。但し、状況に応じて対策を検討するいとまのない場合は本部長が対策等を決定する。なお、本部会議はすべての部員が揃わない場合でも、本部長の決定により開催することができる。

5 風水害対策本部の体制

風水害対策本部には、災害による被害を未然に防止し、又は被害を最小限にとどめるため、被害情報や気象情報の収集、危険箇所の巡視、市民に対する広報などの警戒活動を行うとともに、被害対応及び災害対策本部へ移行するための準備を行う。

具体的な体制は以下のとおりとする。

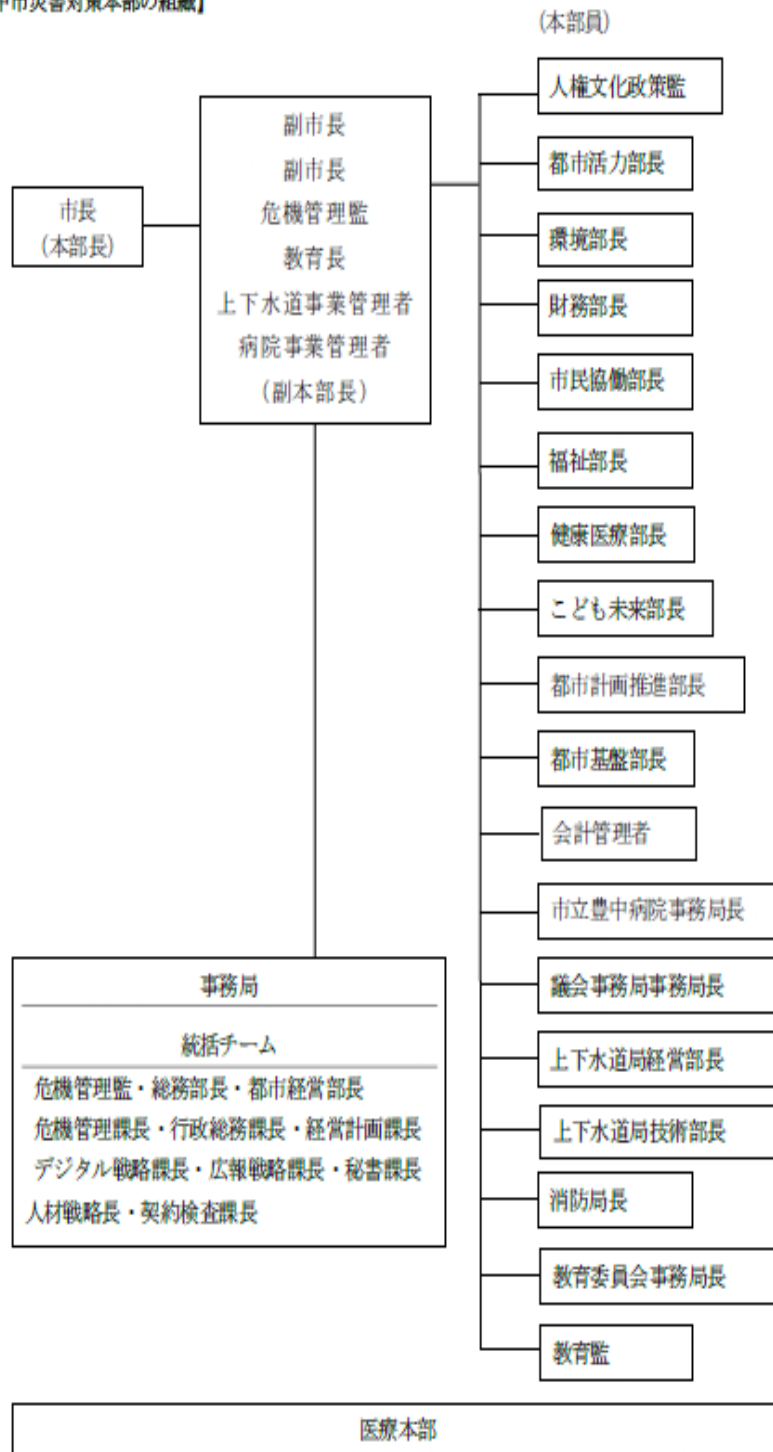
ア 気象状況や台風の接近により河川・急傾斜地・ため池などの監視ができる体制

イ 土砂災害警戒情報の発表及び急傾斜地域の巡視結果による避難指示（部分的）の対応ができる体制

ウ 指定河川洪水予報の発表による避難指示等の対応ができる体制

エ 発生した中規模な被害に対し対応活動ができる体制（災害対策本部への移行の前段階）

【豊中市災害対策本部の組織】



6 職員等の活動環境

(1)安全の確保

活動にあたるべき職員等が被災した場合は、応急対策活動全般に大きな支障を及ぼすため、本部長は職員等の安全確保に万全を期する。

ア 庁内の安全確保

本部長は、職員等が応急対策活動に従事するにあたって、二次災害を防止するための安全確保の措置を徹底する。

イ 安否及び被害の確認

職員は、勤務時間中の災害発生時に、家族の安否確認等を行う方法を事前に確保し、応急対策活動に全力を傾注する。

各部総務担当課は、必要に応じて各職員に代わり家族の安否確認等を行う。

(2)24時間体制への対応

災害の発生直後は、場合によっては24時間体制での対応をとらざるを得ないため、各部長は適切な班の編成、職員の健康管理等に努める。

7 大阪府現地災害対策本部との連携

災害応急対策を局地的又は重点的に推進する必要があるときなどにおいて、大阪府の現地災害対策本部が設置された場合は、危機管理課が連絡窓口となり連携を図る。